

事務連絡  
令和元年 8月 8日

一般社団法人 島根県建設業協会 様

島根県土木部技術管理課  
調整監（公共事業調整スタッフ）

（公 印 省 略）

総合評価方式（工事）技術資料 收受印制度の「全県適用」の取扱いについて

島根県の土木行政の推進につきましては、平素より格別のご協力を頂き厚くお礼を申し上げます。

本県では総合評価方式（工事）技術資料の審査の更なる効率化を図るため、従来の当該発注機関の発注工事にのみ適用する收受印制度を、全県域に拡大させた「全県適用」を昨年6月に導入しています。

導入から1年が経過したところですが、別添事例のとおり、評価対象条件の異なる押印済み技術資料を提出されるなど、一部不具合が生じていることから、下記のとおり取り扱うよう徹底することになりました。

つきましては、「全県適用」を問わず押印済み技術資料を使用して確認資料を省略する場合は、押印済み技術資料の評価対象条件（対象工事・年度・発注機関等）が、当該入札案件で求めている条件と整合しているかを確認したうえで使用して頂き、合致しない場合は通常と同様に必要な確認資料等の提出をお願いします。

貴協会におかれましては、お手数をおかけしますが、協会員への周知をよろしくお願い致します。

記

○入札参加業者から、押印済み技術資料が提出された場合の取扱い

提出された押印済み技術資料の評価対象条件（対象工事・年度・発注機関等）が、当該入札案件で求めている条件と整合しているか確認のうえ、以下のとおりとする。

- (1) 合致する場合 加算対象とする。
- (2) 合致しない場合 当該評価項目の加算点をゼロ点とする。

（担当）  
島根県土木部技術管理課  
公共事業調整 S 山木、八澤  
TEL 0852-22-6198

# 【事例】

## 入札公告された工場の技術資料

(様式-5-1)  
評価項目(2)-①

企業の工事成績評定点  
会社(企業体)名: (株)〇〇建設

完成年度	平成28年度及び平成30年度(完成及び引き渡し完了)
発注機関	島根県(総務部、農林水産部、土木部)及び中国地方整備局
工事種別	一般土木工事、維持修繕工事
建設工事の種類	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、しゅんせつ工事

※今回の案件では、対象工事に中国地方整備局発注の工事を含まれている。

工事成績評定点の平均 (小数第2位を四捨五入)	件	点
----------------------------	---	---

- 対象工事の工事成績評定点一覧表(別紙)を添付すること。
- 工事種別については、各工事の契約時における「島根県土木工事仕様書」等において確認すること。
- 単年度の対象工事事件数が60件を超える場合、「工事成績評定点の平均」欄の「件数」及び「平均点」は、自動計算されないため、直接記入すること。
- 一般(経常)JVについては、一般(経常)JVとしての実績を記入すること。
- 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。

※必要に応じて設定する事項  
島根県(総務部、農林水産部、土木部)発注工事以外の工事を評価対象とする場合は、各工事の工事成績評定書の写し及び工事種別・種別を証明する資料を添付すること。また、島根県発注工事以外の工事で成績評定対象外工事がある場合、成績評定対象外であることを確認するための発注者の証明書の写しを添付すること。

技術資料提出工事名: AAA工事

提出事務所名: BBB県土整備事務所

有効範囲: 令和2年5月31日までに入札公告された工事

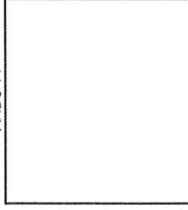
今後、〇〇県土整備事務所が発注する工事においては、本書の写しをもって「企業の工事成績評定点」の貴社技術資料とみなし、その他添付資料の提出は不要とする。

技術資料の提出方法

別添押印済資料により提出します  
で、本書への記載は省略します

※押印済資料で提出する場合、本書に記載があっても評価対象としません。

(収受印)



【注】収受印欄に収受印と併せて全県適用の押印があれば、上記に〇〇県土整備事務所が発注する工事と記載があっても、本書の写しをもって島根県総務部、防災部、農林水産部及び土木部の事業課、関係地方機関が発注する工事において、その他添付資料の提出は不要とする。

## 別添押印済資料

(様式-5-1)  
評価項目(2)-①

企業の工事成績評定点  
会社(企業体)名: (株)〇〇建設

完成年度	平成28年度及び平成30年度(完成及び引き渡し完了)
発注機関	島根県(総務部、農林水産部、土木部)
工事種別	一般土木工事、維持修繕工事
建設工事の種類	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、しゅんせつ工事

※この押印済資料は、対象工事に中国地方整備局が含まれていないため、使用不可。

工事成績評定点の平均 (小数第2位を四捨五入)	10 件	80.2 点
----------------------------	------	--------

- 対象工事の工事成績評定点一覧表(別紙)を添付すること。
- 工事種別については、各工事の契約時における「島根県土木工事仕様書」等において確認すること。
- 単年度の対象工事事件数が60件を超える場合、「工事成績評定点の平均」欄の「件数」及び「平均点」は、自動計算されないため、直接記入すること。
- 一般(経常)JVについては、一般(経常)JVとしての実績を記入すること。
- 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。

※必要に応じて設定する事項  
島根県(総務部、農林水産部、土木部)発注工事以外の工事を評価対象とする場合は、各工事の工事成績評定書の写し及び工事種別・種別を証明する資料を添付すること。また、島根県発注工事以外の工事で成績評定対象外工事がある場合、成績評定対象外であることを確認するための発注者の証明書の写しを添付すること。

技術資料提出工事名: あああ工事

提出事務所名: いよいよ県土整備事務所

有効範囲: 令和2年5月31日までに入札公告された工事

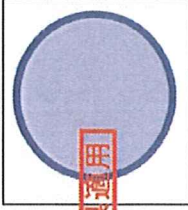
今後、〇〇県土整備事務所が発注する工事においては、本書の写しをもって「企業の工事成績評定点」の貴社技術資料とみなし、その他添付資料の提出は不要とする。

技術資料の提出方法

本技術資料により提出します

※押印済資料で提出する場合、本書に記載があっても評価対象としません。

(収受印)



【注】収受印欄に収受印と併せて全県適用の押印があれば、上記に〇〇県土整備事務所が発注する工事と記載があっても、本書の写しをもって島根県総務部、防災部、農林水産部及び土木部の事業課、関係地方機関が発注する工事において、その他添付資料の提出は不要とする。